

# 麗澤大学後援会 会則

(昭和34年4月10日制定)

(令和5年5月7日最近改正)

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は麗澤大学後援会と称する。

### 第2条 (目的)

本会は麗澤大学（以下「大学」という）の教育方針に則り、学生の父母またはこれに準ずる者との密接な連携を図り、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会はその目的を達成する為に以下の事業を行う。

1. 学生の教育、厚生等に必要事業に対する援助
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第4条 (事務所)

本会は事務所を麗澤大学内に置く。

## 第2章 会員

### 第5条 (会員)

本会の会員は以下のとおりとする。

1. 正会員 学部及び大学院に在籍する学生の父母またはこれに準ずる者
2. 特別会員 大学の教職員
3. 名誉会員 本会の趣旨に賛同しその事業に貢献する者で会長の推薦する者

## 第3章 役員

### 第6条 (役員)

本会に以下の役員を置く。

1. 会長 1名。会長はすべての会議の議長となり総務としての一切の任務を遂行する。
  2. 副会長 2名または3名。副会長は会長を補佐し会長に事故のある時はその代理として会長の任務を遂行する。
  3. 幹事 若干名。幹事は会務の協議にあずかると共に会務を処理する。
  4. 会計監事 2名。監事は会務の協議にあずかると共に特に会計監査を行う。
  5. 庶務および会計の担当者は会長が指名する。
- (1) 庶務 若干名 本会の事務を処理する。
- (2) 会計 若干名 本会の会計業務を行う。

#### 第7条（役員任期）

本会の役員は総会において選出し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第8条（顧問・参与の委嘱）

本会に顧問および参与若干名を置くことができる。顧問および参与は会長が委嘱する。

#### 第9条（旅費の支給）

本会の役員及び顧問・参与や大学に籍を置く職員が役員会等の会務または行事に出張するときは、別に定める後援会旅費内規に基づき、旅費を支給する。

### 第4章 会議

#### 第10条（会議）

会議は総会および役員会とする。

#### 第11条（総会）

定期総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要に応じて招集する。

#### 第12条（総会の審議事項）

総会は下記の事項を承認し、または決定する。

総会での決定事項は、会員に通知するものとする。

- (1) 事業計画・事業報告
- (2) 予算・決算
- (3) 役員選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要事項

#### 第13条（役員会）

役員会は会長が必要に応じて招集し、以下の事項を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の協議
- (2) 総会で決議した事項の執行
- (3) その他の会務の執行

#### 第14条（会議の議決）

会議の議決は出席者の過半数を以て決するものとし、賛同同数のときは議長がこれを決するものとする。

ただし、当該議事につき書面を以てあらかじめ意志を表示したものは出席とみなす。

### 第5章 会費および会計

#### 第15条（会費）

本会の正会員の会費は学生一人につき年額30,000円とする。ただし、学生が1年間にわたり休学する場合は徴収しない。

2. 特別会員と名誉会員からは会費を徴収しない。

第16条（会計）

本会の経費は、会費および寄付金、その他の収入を以てこれにあてる。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 削除

（改廃）

第19条 本会則の改廃は、役員会の議を経て、総会の承認をえることとする。

付 則

1. 本会則は昭和34年4月10日からこれを施行する。
2. 本会則は昭和36年4月10日からこれを改定施行する。
3. 本会則は昭和41年4月5日から改定施行する。
4. 本会則は昭和46年4月7日から改定施行する。
6. 本会則は昭和47年4月7日から改定施行する。
7. 本会則は昭和48年4月9日から改定施行する。
8. 本会則は昭和52年4月10日から改定施行する。
9. 本会則は昭和59年4月3日から改定施行する。
10. 本会則は昭和62年4月10日から改定施行する。
11. 本会則は平成4年4月10日から改定施行する。
12. 本会則は昭和6年4月9日から改定施行する。
13. 本会則の変更は平成13年4月1日から適用し、平成13年4月21日からこれを施行する。
14. 本会則の変更は平成25年4月1日から適用し、平成25年4月27日からこれを施行する。
15. 本会則は令和4年5月16日から改定施行する。
16. 本会則の変更は令和5年4月1日から適用し、令和5年5月7日からこれを施行する。